

## 大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：公認心理師・臨床心理士・保健師・作業療法士（精神保健早期介入支援員）保健予防課】

令和6年度に大津市において任用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、任用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務）

2 募集職種 公認心理師・臨床心理士・保健師・作業療法士

### 3 業務内容

精神障害者および精神的に悩みを抱える者等に継続的に関わり、関係づくりを行いながら適切な支援につなぐための相談業務（訪問を含む）

(1) 精神疾患が疑われる未受診者、精神科医療の中断者、入退院を繰り返す者等、医療福祉サービスの導入が必要な者に対し、訪問等（面談、電話を含む）の相談支援を実施する。

(2) 他機関との連携、調整

(3) データ入力、カルテ整理

(4) 市民からの精神保健事業に関する問い合わせ 等

### 4 募集対象

(1) 公認心理師・臨床心理士・保健師・作業療法士のいずれかの資格を有していること

(2) 普通自動車免許（AT可）を有すること

※運転免許取得後1年以上経過していること

(3) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 5 応募受付期間

令和6年3月5日（火）9時から

### 6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を添付した履歴書

③職務経歴書

④公認心理師・臨床心理士・保健師・作業療法士のいずれかの資格証の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手續きに必要範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日、祝日を除く 9:00～17:00

【連絡先】大津市 健康保険部 保健所 保健予防課 会計年度任用職員任用担当者 平田・大下 まで

電話番号：077-522-6766

## 7 選考日時及び選考会場

随時 明日都浜大津の会議室

## 8 選考方法

面接試験

※上記 6 に記載の書類をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、面接日の 1 週間後までに、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日（予定）まで ※任用後 1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付任用とし、良好な成績で勤務して初めて正式任用されます。翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4 回まで、最長 5 年）
勤務地	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 1 階 大津市 健康保険部 保健所 保健予防課
勤務日	週 5 日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 0 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週 3 5 時間勤務（1 日 7 時間×週 5 日）9 時～1 7 時 休憩 6 0 分 ※状況に応じ、時間外業務が生じる場合があります。
基本給	週 3 5 時間勤務 月額 2 0 9 , 6 3 8 円 ～ 2 3 3 , 2 8 5 円 ※資格取得後の業務経験に応じて決定します。採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。
諸手当	期末勤勉手当 年 2 回 年間最大 4 . 5 0 月分、支給基準に沿って在職期間に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道 2 km 以上の場合、上限月額 5 5 , 0 0 0 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 4 0 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月 2 0 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。